令和８年度　特別支援教育支援員募集要項

職務内容	・　肢体不自由等のある生徒に対する学習活動、教室間移動、食事、衣服の着脱、排せつ等における介助 ・　発達障害等のある生徒に対する学習支援及び健康・安全確保 ・　周囲の生徒等の障害理解促進及び支援に関する相談対応等
募集人員	１人
募集対象	特段の資格の所持を必要としません。 なお、以下に該当する方は、応募できませんので御了承ください。 １　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ２　鹿児島県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者 ３　日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ４　（令和８年12月25日までに施行予定の）学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）第２条第４項に規定する「教員等」においては、同条第８項に規定する「特定性犯罪事実該当者」
勤務時間	１　勤務日数 原則として月20日以内 ２　勤務日 月曜日から金曜日までに勤務日を割り振ります。 ※　土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～翌年１月３日には勤務日を割り振りませんが、学校行事が土曜日、日曜日、祝日に実施される場合は、勤務日を振り替えて勤務をお願いする場合があります。 ３　勤務時間 １日の勤務時間及び休憩時間については、学校職員の例に準じて当該学校の長が割り振りを行います。（勤務時間６時間30分） ※　所定勤務時間を超える勤務　原則として無 ４　休暇 年次有給休暇、特別休暇（有給・無給）
勤務地	鹿児島県立伊佐農林高等学校（鹿児島県伊佐市大口原田574）
任用期間	令和８年11月２日から令和９年３月31日まで ※　採用後、原則として１月間は条件付採用期間となります。
報酬支払日	原則として毎月７日（毎月末日締切翌月支払）
報酬等	１　基本となる報酬 日額：7,900円～9,200円（学歴、職務経験を考慮の上決定） ２　加えて支給される報酬 無 ３　期末手当・勤勉手当 勤務時間や任用期間等に係る一定の要件を満たす場合に支給されます。 ４　通勤にかかる費用弁償 一定の要件を満たす場合に支給されます。

退職金制度	無
加入保険等	雇用保険、社会保険 災害補償制度の適用あり。
住　　宅	無
応募方法	・　市販の履歴書（写真貼付、学歴及び職歴、志望動機を明記。）、健康診断書及び資格を証する書類の写しを添付し、下記宛先まで持参又は郵送で提出してください。（応募期間：採用候補者が決定するまで。） ・　書類選考の上、順次、面接日時等を連絡します。 ・　応募期間にかかわらず、採用者が決定次第、募集を締め切らせていただく場合がありますので、あらかじめ御了承ください。 ・　選考の経過などについての問合せには応じられないものがありますので、あらかじめ御了承ください。
その他	・　いただいた応募に関する個人の情報は、本募集・採用に関することにのみ使用し、応募の秘密については厳守します。 ・　地方公務員法第22条の２第１項に規定する会計年度任用職員として採用します。 ・　採用に当たっては、（令和８年12月25日までに施行予定の）学校設置者等及び民間教育保育事業等事業者による児童対象性暴力等の防止のための措置に関する法律（令和６年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪（下記参照）の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ・　特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ・　履歴書や誓約書の内容が虚偽であることが判明した場合は、任用取り消しとなる場合があります。 ・　原則、敷地内禁煙です。

書類提出先及び問合せ先

学校名	住　所	担当者	電話番号
鹿児島県立伊佐農林高等学校	〒895-2506 鹿児島県伊佐市大口原田574	教　頭	0995-22-1445

【参考】

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの